

生活保護世帯の生徒等に係る就学支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 資金面で進学を諦めている生活保護世帯の高校生等に受験勉強費用や進学後の生活費等を支援して看護師又は保育士（保育士資格と併せて取得する幼稚園教諭免許を含む。以下同じ。）の資格取得につなげることで、安定的な就労を実現し、生活保護からの自立を目指すことを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の5第1項の進学準備給付金を除く。）の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている者は除く。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 本市の生活保護法の規定に基づく被保護者であって、高等学校の在学者（全日制高等学校及び3年制の定時制高等学校にあつては第2学年以上の者、4年制の定時制高等学校にあつては第3学年以上の者に限る。）又は高等学校卒業後3年以内で安定した職に就いていない者（高等学校卒業後3年を経過する場合であっても、市長が特に認める者を含む。）

イ 看護師又は保育士の資格の取得を目的として次条に規定する進学先への進学を希望する者であって、その者の資格取得後の就労意欲、学力等を総合的に判断し、市長が補助金の交付が必要であると認める者

(2) 前号に規定する要件に該当してこの要綱の規定による補助金の支給を受けた者のうち、次条に規定する進学先に進学することが決定した者であつて、本市の生活保護法に基づく被保護者と現に同居している者及び市長が特に認めた者。

(補助対象とする進学先)

第3条 補助対象となる進学先は、次に掲げる短期大学又は専門学校とする。

(1) 看護師の資格を取得する場合にあつては、横須賀市立看護専門学校

(2) 保育士の資格を取得する場合にあつては、神奈川県内に所在する短期大学又は専門学校

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 第2条第1号に該当する補助対象者に交付する場合（以下「入学準備期間」という。）にあつては、試験対策費用、入学検定料その他入学準備に必要な費用であつて、市長が認めたもの

(2) 第2条第2号に該当する補助対象者に交付する場合（以下「就学期間」という。）にあつては、入学金及び授業料、教科書代等の教材費（横須賀市立看護専門学校にあつては、ユニホーム代、教育合宿費等を含む。）、生活費及び通学定期代、入学準備金並びに就職準備金（市内に就職する場合に限る。）その他就学期間に必要となる費用であつて、市長が認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に補助金等交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金の交付を受けられるよう申請等の手続を行うものとする。

(請求)

第8条 規則第11条第2項に規定する必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳書
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(停止)

第9条 交付決定者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日までの間、補助金の交付を停止することができる。

(取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金

の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 傷病、成績不良等の理由により成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 補助金の交付を必要としない理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付した補助金の返還を命じないものとする。ただし、市長が、取消しに至る事情等を勘案し返還を命ずることもやむを得ないと特に認めた場合は、この限りでない。

(届出)

第11条 交付決定者は、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は退学したとき。
- (2) 補助金の交付を必要としない理由が生じたとき。
- (3) 申請内容に変更が生じたとき。

(状況調査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、申請者の入学準備状況及び就学状況その他補助対象者の要件に該当するか確認するために必要な事項について調査することができる。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 入学準備期間

補助対象経費		補助金額
試験対策費用	学習支援ソフト利用料	実費（月額 2,500円を限度とする。）
	タブレット端末購入費用	実費（年額30,000円を限度とする。）
	書籍代	実費（年額30,000円を限度とする。）
	交通費	実費（月額 1,500円を限度とする。）
入学検定料		実費
その他入学準備に必要となる費用		実費

2 就学期間

補助対象経費		補助金額
入学金、授業料及び施設利用料等		実費（1校に限るものとし、入学金及び授業料に係る奨学金が支給され、又はこれらの額が減免された場合は、当該奨学金の額又は減免額に相当する額を除く。）
教材費	教科書代	実費
	ユニホーム代、教育合宿費等（横須賀市立看護専門学校に限る。）	実費
入学準備金		100,000円
生活費及び通学定期代		月額60,000円（生活費等に係る奨学金が支給された場合は、当該額から奨学金相当額を除いた額とする。）
就職準備金（市内に就職する場合に限る。）		100,000円
その他就学期間に必要となる費用		実費

第1号様式（第6条関係）

生活保護世帯の生徒等に係る就学支援補助金交付申請書

年 月 日	
(あて先) 横 須 賀 市 長	
(申請者) 住 所	
本 人 氏 名	
保 護 者 等 氏 名	
補助の区分 <small>(いずれかを○で囲む)</small>	1 入学準備期間 (第2条第1号に該当) 2 就学期間 (第2条第2号に該当)
1 入 学 準 備 期 間	高等学校名及び 学年 (既卒の場 合は卒業年度)
	取 得 を 希 望 す る 資 格 <small>(いずれかを○で囲む)</small>
2 就 学 期 間	就 学 学 校 名
	就 学 予 定 期 間
年 月 から 年 月 まで	
そ の 他	

生活保護世帯の生徒等に係る就学支援補助金交付決定通知書

第 号 年 月 日	
(申請者) 住 所 本人氏名 様 保護者等氏名 様 <p style="text-align: center;">横須賀市長 印</p> 年 月 日付けで申請のあった生活保護世帯の生徒等に係る就学支援に係る補助金については、次のとおり決定しましたので、生活保護世帯の生徒等に係る就学支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。	
補助の区分 <small>(いずれかを○で囲む)</small>	1 入学準備期間 (第2条第1号に該当) 2 就学期間 (第2条第2号に該当)
補助対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	(Blank space for other information)